

新規指定申請の場合は、下記のうち該当する書類も添付してください。

1	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (総合事業は「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」)	
2	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (総合事業は「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」)	別途、届出書が必要な加算を算定する場合は、それぞれの届出書を併せて提出
3	資格証の写し、研修修了証の写し	運営基準において、一定の資格又は研修修了が規定されている職種がある場合に提出
4	処遇改善計画書	介護職員等処遇改善加算を算定する事業者のみ提出
5	業務管理体制に係る届出書	地域密着型サービス（介護予防を含む）事業のみ行う事業者であって、全ての事業所等が新座市内に所在する事業者のみ提出
6	基本情報報告様式	新規開設事業所のみ提出
7	宿泊サービスに関する届出書	地域密着型通所介護又は介護予防通所介護相当サービスの指定を受ける場合で、宿泊サービスを提供する場合のみ提出